「不利益処分」基準等公開票（条例又は規則）

<table>
<tr><td>不利益処分名</td><td colspan="2">重度障害者医療費助成の返還（不正利得等）</td></tr>
<tr><td>根拠条例等・条項</td><td colspan="2">堺市重度障害者医療費助成条例第１２条</td></tr>
<tr><td>所　　管　　課</td><td colspan="2">長寿社会部　医療年金課</td></tr>
<tr><td>処　分　基　準

（処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由）</td><td colspan="2">[・設　定]　・設定できない　・基準を公開できない
（１）虚偽その他不正の手段により助成を受けたとき
（２）助成を受ける権利を譲渡したとき
（３）助成を受ける権利を担保に供したとき
（４）重度障害者医療医療証を譲渡したとき
（５）重度障害者医療医療証を貸与したとき
上記の場合その者または対象者から助成を受けた額に相当する金額を返還させ、または支払いを請求する。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">聴聞・弁明の機会の付与の区分</td><td>聴聞又は弁明の別</td><td>・聴　聞　　・弁　明</td></tr>
<tr><td>（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）</td><td>ただし、行政手続条例第１３条第２項第４号に規定する「納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするするとき」に該当するため、手続を省略する。</td></tr>
<tr><td>個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠例規及び条項</td><td></td></tr>
</table>